

## 委受託研究契約書

国立研究開発法人国立がん研究センター国立がん研究センター研究開発費の研究事業（以下「委託事業」という。）を実施するため、委託者 国立研究開発法人国立がん研究センター理事長 堀田知光（以下「甲」という。）と、新潟県立がんセンター新潟病院 消化器外科 瀧井 康公（以下「乙」という。）、及び乙の所属機関である 新潟県立がんセンター新潟病院（以下「丙」という。）は、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （委託事業内容）

第1条 乙は、次の委託事業課題のうち、分担研究課題（以下「本課題」という。）を実施し、その研究の成果を甲に報告するものとする。

#### 委託事業課題

主任研究課題 26-A-4 成人固形がんに対する標準治療確立のための基盤研究

主任研究者名（所属） 飛内 賢正（国立がん研究センター中央病院）

分担研究課題 大腸がんに対する標準治療確立のための多施設共同研究

分担研究者名（所属） 瀧井 康公（新潟県立がんセンター新潟病院・消化器外科）

### （信義、誠実）

第2条 甲、乙及び丙は、本契約に定める条項について、信義に従い誠実に履行するものとする。

### （研究の実施）

第3条 乙は、本課題を実施するに当たっては、甲により承認された国立がん研究センター研究開発費交付申請書の研究として実施するものとする。

### （契約金）

第4条 甲は、本課題の経費として金500,000円（消費税含む）（以下「契約金」という。）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、研究開発費に108分の8を乗じて得た額とする。

### （報告義務）

第5条 乙は、甲から本課題についての必要な報告を求められた時は、速やかにこれを行うものとする。

### （立入り調査及び契約金の返還）

第6条 甲は、委託事業について、必要な場合には乙の施設に対し、甲又は甲が委任した者による立入り調査を行うものとする。

2 甲は、契約金の経理上乙に重大な不正が認められた場合は、契約を解除又は変更し、乙に対して、契約金の一部又は全部を支払わないことができ、第4条第1項の規定により契約金を支払った場合には契約金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- 3 乙は、前項の理由により甲より契約金の返還を求められた場合は速やかに返還しなければならない。
- 4 乙は、前項の契約金の返還を行う場合、契約を締結した日から起算して「甲が別途定める年率」で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

(報告等)

第7条 乙は、研究成果等(委託事業に基づき得られた発見、考案、意匠等の技術的成果及び知的財産権を含み、以下「本成果」という。)が得られた場合には、遅滞なく、主任研究者を通じて甲にその旨を報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、第1条に規定する委託事業によって知り得た相手方の秘密情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
  - 三 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制された情報
  - 七 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報を第1条に記載する委託事業課題の実施の目的以外に使用してはならない。
  - 3 前二項は、本契約終了後3年間有効とする。但し、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(成果・特許権等の帰属)

第9条 乙は本成果に係る資料を備え、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 本成果に係る特許権その他の政令で定める権利(以下「特許権等」という。)は甲に帰属する。但し、乙が次の各号のいずれにも該当する場合には、甲は特許権等を乙に帰属させることができるものとする。
  - 一 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で特許権等を利用する権利を甲に許諾すること
  - 二 乙は、特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が特許権等の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
- 三 乙は、特許権等を移転しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けること

(経理及び管理に係る事務)

第10条 乙は、丙に契約金の経理及び管理に係る事務を委任する。

- 2 丙は、前項の契約金の管理等に係る事務を執行するにあたり、次の各号に示す事項を行わなければならない。
  - 一 国立がん研究センター研究開発費・事務処理要領(以下「要領」という。)及び丙の規約に則

- り（丙の規約を要領に優先して適用する）、契約金の管理及び経理に係る事務を適正に行うこと
- 二 当該事務を経理に関する十分な知識と経験を有する者に業務として行わせること
- 三 甲が主任研究者を通じて乙に契約金の経理及び管理体制に関して助言・指導を行った場合、その対応について乙は遅滞なく協力すること
- 四 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日 総合科学技術会議決定）等に基づき、公的研究費が適正に執行されるための体制整備を行うこと「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日 総合科学技術会議決定）等に準じて、国立がん研究センター研究開発費が適正に執行されるための体制整備を行うこと
- 五 乙は、甲が主任研究者を通じて行う求めに応じ、当該事務に関する内部監査を行い、その結果は主任研究者を通じて甲に報告すること
- 3 乙は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）に基づく規程、体制の整備等を行わなければならない。

#### （取得物品の管理）

第11条 乙は、本課題を実施するため、契約金により取得した物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の物品は、原則丙に帰属するものとする。

#### （契約の解除又は変更）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは本契約を解除又は変更し、契約金の全部若しくは一部を支払わないことができるものとする。

- 一 本契約に違反したとき
  - 二 本課題を遂行することが困難であると甲が認めたとき
  - 三 第16条に定める委託期間中に委託事業の条件に合致しなくなったとき
  - 四 本成果に係る研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、濫用）があつたことが明らかになったとき
- 2 乙は、乙が前項の各号の一に該当することを知ったときは、その旨を甲に遅滞なく報告しなければならない。
- 3 甲は、第1項第一号又は第四号の規定により本契約の解除又は変更を行った場合には、乙に第4条第1項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させができるものとする。
- 4 乙は、第1項第一号又は第四号の理由により、前項の契約金の返還を行う場合、契約を締結した日から起算して「甲が別途に定める年率」で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

#### （帳簿の保管）

第13条 丙は、第11条における契約金の経理及び管理に関する事務に関し、この契約金を他の経理と区分して経理をするとともに契約金の收支を明らかにする帳簿を備える他、その収支を証明する証拠書類を事業終了後5年間整理保管するものとする。但し、第14条により証拠書類の原本を甲に提出した場合はこの限りではない。

2 丙は、甲から証拠書類の提出を求められた場合は、これを提出しなければならない。

(収支決算報告)

第14条 乙は、委託事業の終了後、主任研究者の指定する期日までに収支決算報告書を作成し、主任研究者を通じて甲に提出するものとする。

(精算)

第15条 乙は、精算の結果、第4条第1項の規定により支払いを受けた額に剩余を生じた場合には、その剩余金を甲の指示に従って返納するものとする。

2 甲は、精算の結果、その金額が契約金額を超過している場合も、契約金額を超える精算は行わない。

(契約の期間)

第16条 委託事業の委託期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。但し、委託期間から契約金の入金までの間に行なった事業については、本契約により実施したものとみなし、立替払ができることとする。

2 本契約終了後においても、第7条から第9条、第13条、第14条の規定は、当該条項に定める期間又は特許権等の権利存続期間において有効に存続する。

(事故報告)

第17条 乙は、委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は委託事業の遂行に重大な支障を來し、若しくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、主任研究者を通じて速やかにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(疑義の協議)

第18条 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成27年4月1日

甲 東京都中央区築地五丁目1番地  
独立行政法人  
国立がん研究センター  
理 事 長 堀 田



乙 新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院  
消化器外科 瀧 井 康



丙 新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院  
院 長 佐 藤 信

